

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ネパール	ボカラ上水道改善計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	ボカラ上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	4,813,000千円 H35.12.31まで	H29.2.15 カトマンズ ズで (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 側 シャンタ・ラシ・スベデヤ財務省次官	H29.2.27 65号
ネパール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	282,000千円 H35.12.31まで	H29.7.7 カトマンズ ズで (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 側 シャンタ・ラシ・スベデヤ財務省次官	H29.7.21 264号
ネパール	ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 H31.2.28まで	H29.8.15 カトマンズ ズで (同日)	日本側 小川正史在ネパール大使 側 シャンタ・ラシ・スベデヤ財務省次官	H29.9.1 316号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。